

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第1回）

1 開催日時等

- 開催日時：平成26年11月25日（火）15：00～17：00
- 場 所：共用会議室2（中央合同庁舎2号館10階）
- 出席者：小西座長、井手委員、稲垣委員、今井委員、江夏委員、大塚委員、小室委員、齊藤委員、迫田委員、関口委員、平野委員、橋本大臣官房審議官、滝川地方債課長、大村公営企業課長、原財務調査課長 他

2 議題

- (1) 開催要綱（案）について
- (2) 検討内容及びスケジュール（案）について
- (3) 現状と検討事項（案）について
- (4) その他

3 配布資料

- 資料1 開催要綱（案）
- 資料2 検討内容及びスケジュール（案）
- 資料3 地方財政の健全化の現状と見直しに係る検討事項（案）
- 資料4 地方債制度の現状と見直しに係る検討事項（案）

4 座長の選出

小西委員を本研究会の座長に選出

5 次回研究会日程

第2回研究会については、平成27年1月23日（金）14：00からとする。

6 概要

- 事務局より、資料1～4について説明
- 出席者からの主な意見
（資料3について）
 - ・ 実質赤字比率は、本質はフロー指標ではなくストック指標である。
 - ・ 財政再生団体は旧再建法の準用再建団体にあたる。準用再建団体は財政再建債を出さなくても赤字を0にできる水準。財政再生団体は赤信号ではな

いのではないか。

- ・ 公営企業で赤字があっても、解消可能資金不足額の部分は赤字ではない（経営が不健全ということではない）という認識が浸透していない。
- ・ 平成22年度以降、扶助費は跳ね上がっており、地方財政は、本当は厳しくなっている。
- ・ 数字が下がっているのは、財政が良くなっているというよりも、各団体が健全化判断比率の扱いに慣れてきたためではないか。比率自体の計算を見直す必要がある。
- ・ 経常収支比率だけでなく、物件費や扶助費の内容を実質的に評価しなければ、今の指標が良くなっているからと言って、本当に地方財政が良くなっているかは疑問。
- ・ レベニュー信託のスキームに組み込まれている財団に対する劣後ローン（茨城県）、永久債（千葉県）は現状では将来負担比率の算定上そのまま計上されており、優先劣後関係は反映されないが、これらの扱いをどう整理するのかという問題がある。
- ・ 今の制度の中ではあまり出てこないが、基金（現金）の増減に着目すると財政状況が一番分かりやすい。
- ・ 他団体との比較と言っても、住民からすれば、隣町との比較くらいでないと分からない。分かりやすく示されないと伝わらない。
- ・ 健全化法ではほとんどの団体が健全段階だけになってしまっているが、実情は苦しい団体はたくさんあるにも関わらず、毎年度の監査委員の審査においては、健全な財政状況であるとされているような例もあるくらい団体内でも誤解をもって捉えられている部分もある。
- ・ 比率を改善しようとして、老朽化対策等の実施しなければならない事業を先送りしている結果、比率が悪くならないという団体も少なくないのではないか。
- ・ 単コロ、オーバーナイトは指標の算定方式を見直すことでカバーできる部分もあれば、既に公会計の取組で、例えば連結の財務書類等を作ることによって、全体としてはそういう操作が見えてくる部分はあるので、健全化法と決算統計と公会計の取組の役割分担、あるいは組み合わせの検討は非常に重要な視点である。
- ・ 資産老朽化比率は着実に上がってきているので、公会計の取組との組み合わせで指標を見ていくというのは大事。
- ・ 決算統計・公共施設状況調査、健全化法、公会計などが一体として機能するような取組にすべき。同じソースデータから指標の算定ができるようにするなど、自治体の負担軽減を図る取組も必要ではないか。
- ・ 単コロやオーバーナイトは不適切であると思われ、通知によるお願いでは不十分なのではないか。
- ・ 投資家の間でも健全化4指標は活用しているので、指標の有用性について、信頼性を失うことのないように、より良いものにしていくという見直しだ

ということに留意しなければいけない。

- ・ 実質公債費比率は繰上償還等で改善しているとあるが、例えば、繰上償還の財源は他のところを絞って出したことになるが、それが人件費削減なのかサービス削減なのか、自治体での取組の違いについて気になるところ。また、その際、住民の満足度、心の変化がどうだったのか。
- ・ 健全化の取組の例で、投資的経費の削減があるが、一方で必要な公共投資等ができなくなったということも言えるのではないか。一方は良くなっているが、他のところで影響が出ているというのが分かる財政分析、指標が必要。
- ・ レギュレーションのための指標と財政運営上楽かどうかの指標は別物として整理して、アウトプットすればまとめやすいのではないか。

(資料4について)

- ・ 現在、市場公募地方債については、国債、政府保証債に準じた形で低スプレッドでの安定調達の実現できているが、それはマクロ・ミクロ両面での財源保障に投資家が信頼を置いているからと考えている。
- ・ 地方債制度の見直しに当たっては、引き続き資金の低利調達に資するように、地方債全体の信用を維持することに留意して欲しい。
- ・ 届出制度を活用することによって、投資家の動向を見ながら、年度前半に新発債を発行することができるようになった。
- ・ 地方公共団体からすれば、自主性・自立性の話かどうかはともかく、今より事務負担が少ない制度になることを望むのではないか。
- ・ リスク・ウェイトゼロの理由について、国際的に説明できるようにすることが必要ではないか。

以上